

中小企業の皆様へ
相談支援 **無料**
のご案内です!

\ご存知ですか!/? 2019年より
順次、改正法が適用されます!

応援します!

改正法 2019春
スタート!

あなたの会社の 働き方改革!!

年次有給休暇
時季指定



毎年5日

確実に取得

●2019年4月1日より施行

時間外労働
上限規制



月45時間 年360時間

原則

●2019年4月1日より施行

※中小企業は2020年4月1日より施行

同一労働
同一賃金



正規と非正規
の不合理な
待遇差を禁止

●2020年4月1日より施行

※中小企業のパートタイム労働者・有期雇用労働者については
2021年4月1日より適用

「いつ、何をすればいいのだろう?」とお悩みの経営者のみなさま!
「お悩み」解決に向けて、いっしょに取り組みましょう!

中小企業・小規模事業者の方々への様々な支援があります。

詳しくはウラ面へ

社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家が対応します

奈良働き方改革推進支援センター

相談受付

2019.4/1 月 → 2020.3/31 火

開設時間

平日 9:00-18:00(12/28~1/5を除く)

駐車場(会館西側に3台)

場所

奈良市西木辻町343番地1(奈良県社会保険労務士会館2階)

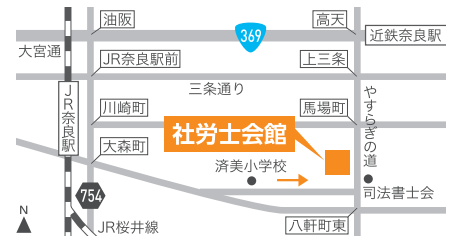
まずはフリーダイヤルへお電話を

☎ 0120-414-811

✉ hatarakikata@nara-sr.com

〈来所・メールによるご相談もどうぞ〉

FAX.0742-23-6071



JR・近鉄奈良駅より徒歩約12分



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

平成31年度 中小企業・小規模事業者等に対する
働き方改革推進支援事業
(受託:奈良県社会保険労務士会)

詳しくは、「働き方改革」センター特設サイトへ <https://www.nara-sr.com>

奈良県社会保険労務士会 検索



該当する☑がひとつでもあれば、 すぐにご相談ください!



年次有給休暇

- 一部の従業員が年次有給休暇を年に5日以上取得出来ていないかもしれない…。

労働時間の管理

- 管理職も含め、一部の従業員の労働時間が、タイムカードなどで管理されていない…。

36協定

- 残業が発生するとき、36(サブロク)協定を締結して届出を行わなければいけないと聞いたが、どうすればいいか、わからない…。

長時間労働

- 一部の従業員の時間外労働は、月に45時間、年間360時間以内に収まっていないかもしれない…。

法改正への対応

- 法改正にどう対応したらいいかわからない…。

就業規則

- どのように就業規則の見直しをしたらいいかわからない…。

不合理な待遇の格差

- パートタイマーや契約社員の待遇には正社員との間に格差があるが、その格差は、仕事の内容や働き方などの違いによっても、うまく説明ができない…。

待遇格差の説明

- パートタイマーや契約社員から、待遇の格差の内容や理由につき説明を求められた場合には、その違いを説明することができない…。

生産性向上への取り組み

- 生産性向上というけど、具体的に何をしたらいいのかわからない…。

人手不足への対応

- 人手不足をどうやって解消したらいいかわからない…。

助成金活用

- 助成金の活用の仕方がよくわからない…。

問題解決のためのメニュー

相談受付

支援センターでは相談員が常駐して電話・メール・来所による相談に対応します。
(予約不要)



お気軽にご相談ください!

セミナー・相談会

セミナー・相談会の開催は年48回を予定しています。

働き方改革への具体的な取り組みを分かりやすく解説します。



専門家訪問

ご希望により、直接、貴社を訪問し、ご相談をさせていただきます。ご紹介いたします。

よろしく
お願いします!



関係機関との連携

ご相談内容に応じ、「県内地方公共団体」「奈良県よろず支援拠点」「ポリテクセンター奈良」などと連携を図ります。